

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
3	国民健康保険に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

東白川村は、国民健康保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

## 評価実施機関名

東白川村長

## 公表日

令和7年12月12日

[令和7年5月 様式2]

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険に関する事務
②事務の概要	<p>国民健康保険法に基づき、被用者保険の適用者以外の市町村の区域内に住所を有する者すべてを被保険者とし、その疾病、負傷、出産又は死亡に関して必要な給付を行っている。</p> <p>国民健康保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用する。</p> <p>①被保険者に係る申請等(申請、届出又は申出)の受理、申請等に係る事実審査又は申請に対する応答 ②被保険者証、被保険者資格証明書、高齢受給者証等の各種証明書の交付・再交付・返還受理 ③保険給付の支給 ④保険医療機関等への一部負担金に係る措置 ⑤保険給付の一時差止め</p> <p>なお、これらの事務に関して、番号法別表第二に基づいて各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。</p> <p>【オンライン資格確認等システム稼動に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務(以下「オンライン資格確認の準備業務」という。)】</p> <p>・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」)から委託を受けた国民健康保険中央会国保中央会が、当村から被保険者及び世帯構成員の個人情報を抽出し、国保連合会を経由して医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者資格情報の提供を行う。</p> <p>・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、社会保険報酬支払基金(以下「支払基金」)が、当村からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務」を行うために、情報提供等記録開示システムの事故情報表示業務を利用して、当村から提供した被保険者資格情報とオンライン資格確認等システムで管理している情報を紐付けるために機関別符号の取得並びに紐付け情報の提供を行う。</p>
③システムの名称	国民健康保険システム、宛名管理システム、中間サーバー、団体内統合宛名システム、次期国保総合システム、国保情報集約システム
2. 特定個人情報ファイル名	
国保加入者ファイル、国民健康保険ファイル、宛名ファイル、次期国保総合システムファイル、国保情報集約システムファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)(平成25年法律第27号)第9条第1項 別表第一(30の項)</p> <p>2. 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(以下「別表第一省令」という。)(平成26年内閣府・総務省令第5号)第24条</p> <p>3. 国保法第113条の3第1項及び第2項</p> <p>【オンライン資格確認の準備業務】</p> <p>・番号利用法 第9条第1項(利用範囲) 別表第1 項番30</p> <p>・番号利用法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第24条</p> <p>・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>〔 実施する 〕</p> <p>＜選択肢＞</p> <p>1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>

②法令上の根拠	番号法第19条第8号 <別表第二における情報提供の根拠> 1.2.3.4.5.9.12.15.17.22.26.27.30.33.39.42.46.58.62.78.80.81.87.88.93.95.97.106.109.120.121 <別表第二における情報照会の根拠>42.43.44.45 <オンライン資格確認の準備業務> ・番号法 附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項
---------	---

## 5. 評価実施機関における担当部署

①部署	村民福祉課
②所属長の役職名	村民福祉課課長

## 6. 他の評価実施機関

なし
----

## 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	東白川村総務課行政係 〒509-1392 岐阜県加茂郡東白川村神土548番地 0574-78-3111
-----	---

## 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	東白川村総務課行政係 〒509-1392 岐阜県加茂郡東白川村神土548番地 0574-78-3111
-----	---

## 9. 規則第9条第2項の適用

[ ]適用した

適用した理由	
--------	--

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<p>〔 1,000人以上1万人未満 〕</p> <p>＜選択肢＞</p> <p>1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上</p>
いつ時点の計数か	令和6年7月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	<p>〔 500人未満 〕</p> <p>＜選択肢＞</p> <p>1) 500人以上 2) 500人未満</p>
いつ時点の計数か	令和6年7月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	<p>〔 発生なし 〕</p> <p>＜選択肢＞</p> <p>1) 発生あり 2) 発生なし</p>

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2) 又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[ ○ ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

## 7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[      十分である      ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	---------------------	---

## 8. 人手を介在させる作業

[      ] 人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[      十分である      ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底、複数人での確認作業、照会を行う際には、4情報(氏名・生年月日・性別・住所)または、住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。

## 9. 監査

実施の有無	<input type="checkbox"/> 自己点検	<input type="checkbox"/> 内部監査	<input checked="" type="checkbox"/> 外部監査
-------	-------------------------------	-------------------------------	--

## 10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> [ 十分に行っている ]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
--------------	---------------------------------------	---

## 11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[ ]全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策	<p>[ 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 ]</p> <p>＜選択肢＞</p> <ul style="list-style-type: none"><li>1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策</li><li>2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策</li><li>3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策</li><li>4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策</li><li>5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</li><li>6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策</li><li>7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策</li><li>8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策</li><li>9) 従業者に対する教育・啓発</li></ul>
当該対策は十分か【再掲】	<p>＜選択肢＞</p> <ul style="list-style-type: none"><li>1) 特に力を入れている</li><li>2) 十分である</li><li>3) 課題が残されている</li></ul>
判断の根拠	ユーザー毎にアクセス権限の発行・失効を行い、不正アクセスによる対策を行っている。

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年2月20日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担	村民課長 今井 明徳	村民課長	事後	
平成31年2月20日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数	平成27年3月13日 時点	平成31年2月20時点	事後	
平成31年2月20日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数	平成27年3月13日 時点	平成31年2月20時点	事後	
令和3年3月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報を取り扱う事	国民健康保険法に基づき、被用者保険の適用者以外の市町村の区域内に住所を有する者	※変更前の記載に以下を追加 【オンライン資格確認等システム稼動に向けた】	事後	
令和3年3月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号」)	※変更前の記載に以下を追加 【オンライン資格確認の準備業務】	事後	
令和3年3月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシス	1 番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報	※変更前の記載に以下を追加 ・番号利用法 第9条第1項(利用範囲)	事後	
令和3年3月1日	II. 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年2月20日 時点	令和3年3月1日 時点	事後	
令和3年3月1日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数	平成31年2月20日 時点	令和3年3月1日 時点	事後	
令和6年7月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号」)	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号」)		
令和6年7月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシス	1 番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報	番号法第19条第8号 <別表第二における情報提供の根拠>	事後	
令和6年7月1日	II. 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年3月1日 時点	令和6年7月1日時点	事後	
令和6年7月1日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数	令和3年3月1日 時点	令和6年7月1日時点	事後	
令和7年12月12日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担	村民課	村民福祉課	事後	
令和7年12月12日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担	村民課長	村民福祉課課長	事後	
令和7年12月12日	IVリスク対策 8. 人手を介させる作業		令和7年12月12日 時点	事後	
令和7年12月12日	IVリスク対策 11.最も優先度が高いと考えら		令和7年12月12日 時点	事後	